

葉山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 令和5年3月27日議会告示第2号 (個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第<u>19条の4第1項第4号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程中第3条第16号の改正規定は公布の日から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行の日(令和8年6月14日)から施行する。</p>	<p>○葉山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 令和5年3月27日議会告示第2号 (個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第<u>19条の4第1項第5号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) (略)</p>

※ 附則は、令和8年4月1日から同年6月13日までに公布する場合の例